第

6 3 2 5

묽

REÂDAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)令和元年 11月 21日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

# 令和2年税制改正要望(相続税関連)

A:次の要望が出されています。

## 【解説】

### 1. 上場株式の相続税評価

上場株式の相続税評価について、課税時期 (死亡日)の前年の年平均株価、課税時期の属 する月以前2年間の平均株価も対象とするこ と。

また、投資信託の相続税評価についても、上場株式の相続税評価と同様に、時価等(以下の【参考】①~⑥)も対象とすること。

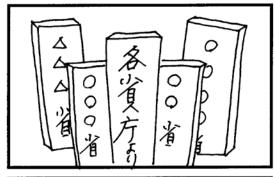
## 【参考】

相続財産となった株式の相続税評価は、時価等(上場株式①~④、非上場株式①~⑥のうち、最も低い価格)に基づき評価することとなっている。

- ① 相続時の時価
- ②相続発生月の毎日の最終価格の平均額
- ③相続発生の前月の毎日の最終価格の平均額
- ④相続発生の前々月の毎日の最終価格の平均額
- ⑤課税時期(死亡日)の前年の年平均株価
- ⑥課税時期の属する月以前2年間の平均株価
- 2. 死亡保険金の非課税限度額

死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(法定相続人数×500万円)に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】



# 令和2年 税制改正要望

